

【例】大阪府税（株）〔非製造業を営む法人（注）〕

- ・事業年度：令和6年4月1日から令和7年3月31日
- ・資本金の額：1,000万円
- ・所得金額：20,000,222円⇒⑩欄に記入
- ・法人税額：4,260,000円⇒①欄に記入
- ・分割基準（事業年度末現在3府県に事務所を有する）

事務所又は事業所		従業者数	事務所数
本社	大阪府大阪市	10人	12所
大阪営業所	大阪府堺市	7人	12所
大阪府小計		17人	24所
兵庫支社	兵庫県神戸市	5人	10所
奈良営業所	奈良県奈良市	4人	8所
合計		26人	42所

- ※ 従業者数には、役員のほか、アルバイト、パートタイマー、受入出向者、受入派遣労働者等の人数を含めてください。
- ※ 事務所数は、事業年度に属する各月の末日現在における数値を合計した数値となります。ただし、事業年度中に月の末日が到来しない場合には、事業年度終了の日現在の数値となります。

（注）分割基準の種類
【非製造業】課税標準の1/2：事務所数
課税標準の1/2：従業者数
【製造業】 従業者数（資本金1億円以上の法人：工場の従業者数を1.5倍）

※ 非製造業と製造業をあわせて行う場合の分割基準については、主たる事業の分割基準を適用することとなります。主たる事業の判定は、それぞれの事業のうち、売上金額の最も大きいものを主たる事業とし、これによりがたい場合には、従業者の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断し、判定することとなります。

■法人事業税の分割課税標準額の計算

- イ 所得金額の1/2の金額を算出します。
・20,000,000×1/2=10,000,000円（1,000円未満の端数切捨て）
- ロ 従業者数により分割し、分割課税標準額を算出します。
・1単位（1人）当たりの分割課税標準額の計算
10,000,000円÷26人=384,615.38円
（小数点第3位以下切捨て（総数の桁数+1））
・大阪府分の分割課税標準額の計算
384,615.38×17人=6,538千円（1,000円未満の端数切捨て）
・兵庫県及び奈良県分も同様の方法で計算
（兵庫県：1,923千円、奈良県：1,538千円）
- ハ 事務所数により分割し、分割課税標準額を算出します。
・1単位（1所）当たりの分割課税標準額の計算
10,000,000円÷42所=238,095.23
（小数点第3位以下切捨て（総数の桁数+1））
・大阪府分の分割課税標準額の計算
238,095.23×24所=5,714千円（1,000円未満の端数切捨て）
・兵庫県及び奈良県分も同様の方法で計算
（兵庫県：2,380千円、奈良県：1,904千円）

●「適用する事業税の分割基準」欄

- ・適用する分割基準の種類に○印を記載します。

業 種		分割基準
非製造業		1. 従業者数 3. 事務所又は事業所数
製造業		1. 従業者数
倉庫業・ガス供給業		2. 固定資産の価額
供 電 給 気	小売電気事業	1. 従業者数 3. 事務所又は事業所数
	送配電事業	2. 固定資産の価額 5. 電線路の電力の容量
	発電事業・特定卸供給業	2. 固定資産の価額
鉄道事業・軌道事業		4. 軌道の延長キロメートル数

※ 分割基準を異にする事業をあわせて行う法人の分割基準は、主たる事業の分割基準となります。

■ 課税標準の分割に関する明細書（第10号様式）の記載方法と留意点

法人名	大阪府税(株)	課税標準の分割に関する明細書 (その1)	事業年度	令和6・4・1 令和7・3・31						
事業税		法第72条の2第1項に掲げる事業	道府県民税							
課税標準額の総額	所得金額	年400万円以下の金額⑥	円000	法人税法の規定によって計算した法人税額①	()円 4,260,000					
		年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額⑦	000	試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②						
		年800万円を超える金額⑧	000	還付法人税額等の控除額③						
		計⑥+⑦+⑧⑨	000	退職年金等積立金に係る法人税額④						
		軽減税率不適用法人の金額⑩	20,000,000	差引計①+②-③+④⑤	4,260,000					
付加価値額⑪		000								
資本金等の額⑫		000								
収入金額⑬		000								
適用する事業税の分割基準		① 従業者数 ③ 事務所又は事業所数 ⑤ 電線路の電力の容量 2. 固定資産の価額 4. 軌道の延長キロメートル数								
事務所又は事業所	分割基準 (単位=人・所)	年400万円以下の所得金額⑭	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額⑮	年800万円を超える所得金額又は軽減税率不適用法人の所得金額⑯	計⑰	付加価値額⑱	資本金等の額⑲	収入金額⑳	道府県民税 分割基準(単位=人)	分割課税標準額㉑
本社	() 10人 12所	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	10人	千円
大阪府小計	() 17人 24所				6,538 5,714	6,538 5,714			(C) 17人	2,785
兵庫支社	() 5人 10所			1,923 2,380	1,923 2,380				5人	819
奈良営業所	() 4人 8所			1,538 1,904	1,538 1,904				4人	655
合 計	(B) () 26人 42所				19,997 19,997	19,997 19,997			(D) 26人	4,259

●「名称及び所在地」欄
・同一都道府県内に所在する事務所又は事業所ごとにその名称とその所在地の市町村名を記載します。
・事務所又は事業所ごとに記載するほか、同一都道府県ごとに小計した数値を記載します。

●「分割基準（単位＝ ）」欄
・適用する分割基準の種類に応じた単位を記載します。

分割基準	単位
従業者数	人
固定資産の価額	千円
事務所又は事業所数	所
軌道の延長キロメートル数	km
電線路の電力の容量	千kW

事業の区分に応じ、「第1号」から「第4号」までのうち該当するものを○印で囲んでください。

●事業税の「分割課税標準額」の「⑭～⑯、⑰～㉑」の各欄
・「課税標準の総額」の各欄（⑥～⑧、⑩～⑬）の金額を事業税の「分割基準」の「合計」(B)欄の数値で除して1単位（1人・1所）当たりの分割課税標準額を算出し（注意参照）、当該1単位当たりの分割課税標準額に事業税の「分割基準」の欄の「都道府県ごとに分割基準を小計した数値」(A)を乗じた額を記載します。
・「分割課税標準額」の各欄に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

●道府県民税の「分割課税標準額㉑」欄
・「課税標準の総額」の「差引計⑤」欄の金額を道府県民税の「分割基準」の「合計」(D)欄の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し（注意参照）、当該1人当たりの分割課税標準額に道府県民税の「分割基準」欄の「都道府県ごとに分割基準を小計した数値」(C)を乗じた額を記載します。
・「分割課税標準額」の各欄に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

注意
1単位（1人・1所等）当たりの分割課税標準額の計算
・課税標準額を分割基準の「合計」(D)及び(B)欄の数値で除して得た数値に、小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数以下の部分の数値を切り捨てて、1単位当たりの分割課税標準額を計算します。

■法人府民税の分割課税標準額の計算
従業者数により分割し、分割課税標準額を算出します。
・1単位（1人）当たりの分割課税標準額の計算
4,260,000円÷26人=163,846.15円
（小数点第3位以下切捨て（総数の桁数+1））
・大阪府分の分割課税標準額の計算
163,846.15円×17人=2,785千円（1,000円未満の端数切捨て）
・兵庫県及び奈良県分も同様に計算
（兵庫県：819千円、奈良県：655千円）

（法人事業税）
・「分割課税標準額」の「合計」欄の19,997千円と「軽減税率不適用法人の金額」⑩欄の金額は端数処理によって一致しない場合があります。
（法人府民税）
・法人府民税についても、同様に一致しない場合があります。

●「分割基準」の（ ）欄
・資本金が1億円以上の製造業を営む法人が、工場の従業者数を1.5倍する前の従業者数を記載します。